

平成29年(ラ)第1380号 不動産仮差押決定認可決定に対する保全抗告事件
(原審・横浜地方裁判所相模原支部平成28年(モ)第2058号)

決 定

神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23 102号

レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ

抗 告 人 宮 部 龍 彦
東京都中央区入船1-7-1 部落解放同盟本部気付

相 手 方	片 岡 明 幸
代 理 人 弁 護 士	河 村 健 夫
同	山 本 志 都
同	指 宿 昭 一
同	中 井 雅 人

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。
- 3 なお、原決定別紙請求債権目録記載(3)の債権は、当審における相手方の請求債権の訂正により、以下のとおり変更されている。

「(3) 債務者が、自らが開設・運営するウェブサイト「同和地区Wiki」において「部落解放同盟関係人物一覧」と題するページを開設し、債権者の住所・電話番号・運動団体における役職などを債権者の承諾なく掲載したこと、又は自ら掲載しなかった場合でも掲載された記事に関し管理者として削除する等の適切な措置を採らずに当該記事を流通させたことに関する損害賠償請求権に基づく損害金300万円」

理 由

第1 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ヨ)第19号不動産仮差押命令申立事件につき、同支部が平成28年4月8日にした仮差押決定(以下「原々決定」という。)を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、相手方が、抗告人に対し、抗告人が原決定別紙請求債権目録記載(1)ないし(3)の各不法行為を行ったと主張し、上記各不法行為を理由とする300万円の損害賠償請求権のうち200万円を被保全権利として、抗告人所有に係る原決定別紙物件目録記載の建物(以下「本件建物」という。)の仮差押えを申し立てた事案である。

原々決定は、相手方の申立てを認め、これに対して、抗告人が保全異議の申立てをしたところ、原審は、原決定別紙請求債権目録17行目の「職業・」を削る訂正をした上で、原々決定を認可し、抗告人はこれを不服として本件抗告をした。

なお、相手方は、当審において、請求債権を別紙請求債権目録記載のとおり訂正した。

- 2 前提事実(当事者間に争いがないか、各項目末尾記載の疎明資料及び審尋の全趣旨により容易に一応認められる事実)

(1) 当事者等

ア 抗告人は、示現舎合同会社(以下「示現舎」という。)の代表社員であり、同社の事業を行うほか、個人で「同和地区Wiki」と題するウェブサイト(以下「同和地区Wiki」という。)を開設・運営し、「鳥取ループ」という名称でウェブサイトを通じた情報発信を行っている者である(甲2ないし4)。

示現舎は、川崎市に本店を置き、書籍・雑誌その他の印刷物及び電子出版物の企画・制作・販売等を目的とする合同会社であり、同和問題を扱う

雑誌を発行し、同社のウェブサイト（以下「示現舎ウェブサイト」という。）において同和問題に関する意見表明を行っている（甲2，5，13）。

イ 相手方は、部落解放同盟の中央本部執行副委員長の地位にある。部落解放同盟は、昭和28年に結成された団体（権利能力なき社団）であり、規約において、その目的として「部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかること」を掲げ、同和地区出身者らを構成員として、同人らに対する差別行為を廃絶するための活動を行っている。（甲16，17）

(2) 示現舎による出版予告

ア 示現舎は、平成28年2月頃、示現舎ウェブサイトにおいて、次の内容の記事（以下「本件記事」という。）を掲載し、昭和10年頃に実施された同和地区の調査の結果をまとめた「全国部落調査」と題する資料（以下「全国部落調査」という。）を復刻した「全国部落調査」と題する書籍（以下「本件出版物」という。）を同年4月1日に出版する旨の告知をした（甲5）。

(ア) 表紙の画像

赤色の背景の右上に「復刻」、左上に「第1版」、中央に「全国部落調査 部落地名総鑑の原典」、下部に「財団法人中央融和事業協会」、「全国部落解放協議会」、「示現舎」という記載がある。

(イ) 説明文

「示現舎では、『全国部落調査』を復刻し、2016年4月1日に発行いたします。」，「フリー素材であるところの全国部落調査は既に『同和地区Wiki』で無償で公開されていますが、それを敢えて書籍化したものになります。」，「既にアマゾンにおいて予約注文を開始しております。」，「原典の『全国部落調査』はB5サイズ、全342ペ

ージ、縦書き、しかもほとんどが手書きという非常に扱いにくいものでした。それに対し、今回復刻する全国部落調査はA5サイズ、全200ページ、横書き、活字、とコンパクトに扱いやすく大幅改定しました。」、「旅行のお供に、あるいは図書館に持ち込んで参考資料として、手軽に活用できるものを目指します。」、「主な内容は、原典に掲載された全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したものです。さらに、原典では昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を出来る限り掲載します。」、「しかし、『第1版』と表紙に書かれていることが示唆している通り、率直なところ本書は未完成のものでもあります。原典自体に誤りが多く、掲載する現在地名も不完全です。ぜひ、読者各位におかれましてはさらなる研究を進め、弊舎への指摘、同和地区Wikiの編集といった形で本書の完成度の向上に寄与していただければ幸いです。」

イ その後、本件記事には「アマゾンに発禁扱いとされ、予約はキャンセルとなってしまいました。ご予約いただいた皆様、申し訳ございませんでした。」との追記がされ、本件記事の説明文のうち「2016年4月1日に発行いたします。」との部分及び「既にアマゾンにおいて予約注文を開始しております。」等の記載については取消し線が引かれた状態となった（甲5）。

(3) 抗告人による本件出版物等のデータのウェブサイト掲載

抗告人は、同和地区Wikiに前記全国部落調査の内容を電子データ化したもの（以下「全国部落調査データ」という。）を掲載したほか、平成28年4月1日頃、本件出版物から各種データを整理して電子データ化した「全国部落調査 部落地名総鑑の原典」と題するPDFファイル（以下「全国部落調査一覧表」という。）をインターネット上のウェブサイトに掲載した上、「鳥取ループ」名でツイッターに書き込みを行い、「1ページで表示できる

ようにしました」などとして、上記PDFファイルへの案内を行った（甲6，7）。

(4) 同和地区W i k i における一覧表の掲載

平成28年3月16日頃、何者かによって、同和地区W i k i 上に、部落解放同盟の関係人物の名前、住所等を記載した「部落解放同盟関係人物一覧」と題する一覧表のデータ（以下「本件人物一覧表」という。）が掲載された。本件人物一覧表に添えられた説明には、「とある研究者により調査された部落解放同盟の関係人物の名前、住所、連絡先等です。これは不完全なものであり、活用する際は情報を鵜呑みにせずに、各自追加検証を行ってください。」「『吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』（水平社宣言）。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが。」とあり、本件人物一覧表中には、相手方の氏名、住所地、電話番号及び部落解放同盟における役職名が記載された部分があった。なお、本件人物一覧表は、同年4月9日、抗告人によって削除の措置が執られた。（甲1，乙10）

(5) 示現舎及び抗告人に対する別件仮処分決定

ア 横浜地方裁判所は、部落解放同盟及び相手方を含む5名の個人の申立てにより、平成28年3月28日、示現舎に対し、本件出版物の出版、販売又は頒布の禁止及び本件出版物の執行官保管を命じる仮処分決定（同庁平成28年（ヨ）第154号。以下「別件仮処分決定①」という。）をした。別件仮処分決定①に対し、示現舎は、同裁判所に保全異議の申立てをしたところ、同裁判所は、平成29年3月16日、別件仮処分決定①を変更し、部落解放同盟の申立てを却下し、その余の申立人に係る仮処分決定を維持した。（甲8，乙7）

イ 横浜地方裁判所相模原支部は、部落解放同盟及び相手方を含む5名の個人の申立てにより、平成28年4月18日、抗告人に対し、同和地区W i

k i から全国部落調査の画像ファイルへのリンクを掲載した記事や全国部落調査一覧表，本件人物一覧表を仮に削除すること等を命じる仮処分決定（同庁平成28年（ヨ）第16号。以下「別件仮処分決定②」という。）をした。別件仮処分決定②に対し，抗告人が，横浜地方裁判所に保全異議の申立てをしたところ，同裁判所は，平成29年3月16日，別件仮処分決定②を変更し，抗告人に対し，同和地区W i k i から全国部落調査の画像ファイルへのリンクを掲載した記事や全国部落調査一覧表，本件人物一覧表を仮に削除することを命じた部分については維持し，その余の部分を却下した。（甲13，乙8）

3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 抗告人は別紙請求債権目録記載(3)の行為をしたか否か（争点1）。

（相手方の主張）

抗告人は，同和地区W i k i に本件人物一覧表を掲載し，その際，相手方の承諾なく，その住所・電話番号・部落解放同盟における役職等を表示した。

仮に，抗告人が自ら上記の表示をしたものでないとしても，抗告人は同和地区W i k i の管理者であり，同和地区W i k i に本件人物一覧表が掲載されることによって他人の権利が侵害されていることを知っていたのに，管理者としてこれを削除する等の適切な措置を執らなかった。

（抗告人の主張）

ア 抗告人は，同和地区W i k i に本件人物一覧表を掲載していない。同和地区W i k i は，誰でも自由に書込みができるウェブサイトであるから，本件人物一覧表の掲載者は不明である。なお，抗告人がツイッターで本件人物一覧表の削除を呼びかけたところ，本件人物一覧表は，平成28年4月9日の時点で削除された。

イ 抗告人は，同和地区W i k i の管理者ではない。抗告人が同和地区W i k i に掲載された記事内容について，日頃からチェックし，把握していた

事実はなく、本件人物一覧表の削除の措置を執ることもできなかった。

- (2) 別紙請求債権目録記載(1)ないし(3)の各行為は相手方の権利を侵害するか否か及び損害額（争点2）

争点2に関する当事者の主張は、原決定の「事実及び理由」第4の3（原決定8頁20行目冒頭から同12頁16行目末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原決定12頁13行目末尾の次に「同和地区の特定に資する情報を発信することは、同和地区ないし被差別部落の問題に関する正しい理解を促進し、社会の差別意識を克服することになりこそすれ、差別意識を助長することにはなり得ない。」を加える。

- (3) 抗告人は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という。）により免責されるか（争点3）。

（抗告人の主張）

抗告人は、法2条3号にいう「特定電気通信役務提供者」に該当し、法3条1項により、同和地区W i k i に本件人物一覧表が掲載されたことによって相手方が被った損害については、免責される。

同和地区W i k i は、同和地区ないし部落の特定を目的として、日々匿名の利用者によって膨大な情報が編集されていたサイトであり、本件人物一覧表はそれらの膨大な情報の中の一角にあったもので、抗告人が容易にその存在を知り、ましてやその内容について注意を払うことができるようなものではなかった。したがって、法3条1項各号の要件を満たすものではない。

（相手方の主張）

抗告人は、同和地区W i k i を運営管理し、ほとんどの投稿は抗告人自らがしていたのであるから、同サイトで情報発信をしていただけであり、法2条3号にいう「特定電気通信役務提供者」に該当しない。

また、抗告人は、同和地区W i k i 開設当初から、その内容を自ら管理・編集し続けており、サイトの内容を熟知していた。したがって、抗告人が、

「情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていた」ことは明らかであり、法3条1項1号により、相手方が被った損害について免責されるものではない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、本件仮差押えの申立ては理由があり、原々決定は認可すべきものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 争点1（抗告人は別紙請求債権目録記載(3)の行為をしたか否か。）について

(1) 前記前提事実並びに後掲各証拠及び審尋の全趣旨によれば、以下の事実が一応認められる。

ア 同和地区W i k i は、平成26年5月頃、抗告人によって開設されたウェブサイトであり、不特定多数の者が情報の発信に関与することが可能ないわゆる電子掲示板としての機能を有しており、匿名化システムであるT o rを用いて、不特定の者がI Pアドレスを知られることなく匿名でインターネットに接続し、記事の追加、編集、削除等を行うことが可能な仕様を備えていた。

抗告人は、自ら管理する「鳥取ループ」と題するウェブサイトにおいて、「同和地区を全て網羅して調査すべく『同和地区W i k i』を開設しました。言わば21世紀の全同和地区実態調査サイトです。同和地区の実態調査は過去何回か政府により行われてきましたが、これを民間の力でやってしまおうという考えです。」、「W i k iなので誰でも編集できるわけですが、その性質上、匿名で参加したいという人が多いと思うので、編集は匿名ネットワークであるT o rからのみ行えるようにしました。」等と同和地区W i k iの開設の趣旨を明らかにした。

（以上につき、甲1，4，18，20，乙10）

イ 平成28年3月8日頃までに、匿名の者により、本件人物一覧表のデータが同和地区W i k iにアップロードされた。本件人物一覧表には、その

後頻繁に変更が加えられた。(甲1, 乙39)

ウ 原告人は、遅くとも、別件仮処分決定①に係る申立書の送付を受けた同月26日頃までには、同和地区W i k iに本件人物一覧表が掲載されていることを認識した。しかし、原告人は、その後も、同和地区W i k iから本件人物一覧表を削除するなどの措置を講じることはなく、本件人物一覧表は、原告人が別件仮処分決定②に係る申立書の送付を受けた後である同年4月9日に至り、同和地区W i k iから削除された。

(以上につき、乙10, 27, 28)

エ 原告人は、別件仮処分決定②の後である同月20日頃、示現舎のウェブサイト「おそらく今度は間接強制がかけられるので、『同和地区・みんな』ドメイン及び筆者が対応可能なサイトは別サイトに転送しておきました。ただし、『全国部落調査のミラーサイト』についてはドメインを含めて筆者にはどうにもできません。」との記事を掲載し、別件仮処分決定②に基づく間接強制申立事件(同庁平成28年(ワ)第8号)について、同年6月22日、横浜地方裁判所相模原支部に提出した意見書において、原告人は別件仮処分決定②の決定書正本の到達日に全ての債務を履行済みである旨主張した(甲13, 14)。

- (2) 前記(1)判示の事実によれば、同和地区W i k iは原告人が開設したウェブサイトであるが、不特定の者によって記事の編集がされることが可能であり、原告人が本件人物一覧表を同和地区W i k iに掲載したことの疎明があるとはいえない。しかし、原告人は、同和地区W i k iに掲載された全国部落調査の画像ファイルへのリンクを掲載した記事や全国部落調査一覧表、本件人物一覧表を仮に削除すること等を命じる別件仮処分決定②を受けた後に原告人が対応可能なサイトは別サイトに転送した旨を示現舎のウェブサイトに掲示し、その後、同決定に係る間接強制申立事件において、裁判所に対し、全ての債務を履行済みである旨の意見書を提出したのであるから、原告人は、

同和地区W i k iに掲載された記事について発信者に対して削除を要請し、又は、自ら削除する権限を有していたことが、一応認められる。

そして、原告人は、遅くとも平成28年3月26日頃までには本件人物一覧表が同和地区W i k iに掲載されていることを認識したにもかかわらず、同年4月9日まで本件人物一覧表について削除するなど情報の送信を防止するための措置を講じなかったのであるから、原告人が、別紙請求債権目録記載(3)の行為をしたことについては、疎明があるといえることができる。

(3) 前記(2)の判断に関し、原告人は、同和地区W i k iの管理者ではないし、原告人が同和地区W i k iに掲載された記事内容について、日頃からチェックし、把握していた事実はなく、本件人物一覧表の削除の措置を採ることもできなかったと主張する。

しかし、前記(2)において説示した示現舎のウェブサイトに掲示された記事や間接強制申立事件において原告人が裁判所に提出した意見書の内容に照らせば、原告人が同和地区W i k iの管理者ではないとも、原告人が同和地区W i k iに掲載された記事内容について、日頃からチェックし、把握していた事実がないともいえない。原告人の主張は採用することができない。

3 争点2（別紙請求債権目録記載(1)ないし(3)の各行為は相手方の権利を侵害するか否か及び損害額）について

(1) 相手方は、同和地区出身者であるところ（甲17、審尋の全趣旨）、相手方の住所及び電話番号が相手方のプライバシーにかかわる情報であることはいうまでもなく、その住所及び電話番号とともに相手方が同和地区出身者らを構成員とする団体である部落解放同盟の構成員であること及び同団体における役職をインターネット上のウェブサイトに掲載すること（別紙請求債権目録記載(3)の行為）は、相手方のプライバシーを害し、その人格的利益を侵害するものというべきである。

さらに、別紙請求債権目録記載(1)及び(2)の行為についても、前記前提事実

によれば、抗告人の行為であることについて疎明があるといえるところ、同記載(1)の行為については、抗告人が開設・運営するウェブサイトである同和地区W i k i に全国部落調査データが掲載されることにより、相手方の出身地区が同和地区であるかどうかの調査をすることが容易になるものであり、同記載(2)の行為についても、ウェブサイト年全国部落調査一覧表が掲載され、「鳥取ループ」名のツイッターで同一覧表への案内をしたものであって、同様に、相手方の出身地区が同和地区であるかどうかの調査をすることが容易になるものであって、これらの行為は、別紙請求債権目録記載(3)の行為と併せてみれば、相手方のプライバシー、名誉感情を害し、その人格的利益を侵害するものと一応認められる。

- (2) 前記(1)の判断に関し、抗告人は、相手方が部落解放同盟において役職を持っていることは、部落解放同盟中央本部のウェブサイト等で公開されている公知の事実であるし、相手方の住所及び電話番号は電話帳にも記載され、相手方自ら広く社会に公開してきたから、プライバシー情報には当たらないと主張する。

しかし、相手方の住所及び電話番号が電話帳に記載されているからといって、これらがプライバシーにかかわる情報でないとはいえないし、部落解放同盟中央本部のウェブサイト等に相手方の氏名及び部落解放同盟における役職の記載がされているとしても、相手方が公人であるとも、そのことが公知の事実であるともいえず、インターネット上のウェブサイトには相手方の住所・電話番号とともに部落解放同盟の構成員であること及び同団体における役職を掲載する行為が、相手方のプライバシーを害し、その人格的利益を侵害するとの判断を左右するものとはいえない。

また、抗告人は、本件人物一覧表に記載されている相手方の住所は、全国部落調査に記載されている地域ではなく、全国部落調査データや全国部落調査一覧表を照合しても、相手方が同和地区出身者であることが判明すること

はないと主張する。

しかし、相手方の出身地を既に知っている者か又は今後知り得る者にとっては、全国部落調査データや全国部落調査一覧表により、相手方の出身地区が同和地区であるかどうかの調査をすることが容易になるものであって、抗告人の主張するところは、前記(1)の判断を左右するものとはいえない。

さらに、抗告人は、同和地区の特定に資する情報を発信することは、同和地区ないし被差別部落の問題に関する正しい理解を促進し、社会の差別意識を克服することになりこそすれ、差別意識を助長することにはなり得ないと主張するが、採用の限りではない。

- (3) 以上の説示によれば、相手方は抗告人の別紙請求債権目録記載(1)ないし(3)の各行為によって被った精神的苦痛に係る慰謝料請求権を有するというべきところ、抗告人の不法行為の態様、相手方の被害の内容その他本件手続に現れた一切の事情を考慮すれば、別紙請求債権目録記載の債権の存在が一応認められるというべきである。

4 争点3（抗告人は法により免責されるか。）について

- (1) 抗告人は、法2条3号にいう「特定電気通信役務提供者」に該当し、法3条1項により、同和地区W i k iに本件人物一覧表が掲載されたことによって相手方が被った損害については、免責されると主張し、抗告人が不特定多数の者が情報の発信に関与することが可能ないわゆる電子掲示板としての機能を有する同和地区W i k iを運営していたことは前示のとおりであるから、抗告人は法2条3号にいう「特定電気通信役務提供者」に該当するものと一応認められる。
- (2) しかし、前記2，3説示の事実によれば、本件人物一覧表は個人の住所、氏名及び職業等の個人情報に掲載されているものであり、一見して相手方を含む個人のプライバシーを侵害する情報が記載されたものであることは明らかであるし、本件人物一覧表には、「『吾々がエタである事を誇り得る時が

来たのだ』(水平社宣言)。さあ、存分に誇ってください」などと部落解放同盟の運動を揶揄し、挑発するような説明が添えられていたのであるから、原告人は、本件人物一覧表の存在を認識した時点で、本件人物一覧表の情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っており、法3条1項1号の要件が満たされているものと一応認められる。したがって、原告人は、別紙請求債権目録記載(3)の行為について、法3条1項によって免責されることはないとの疎明があるというべきである。

- (3) 前記(2)の判断に関し、原告人は、同和地区Wikiは、同和地区ないし部落の特定を目的として、日々匿名の利用者によって膨大な情報が編集されていたサイトであり、本件人物一覧表はそれらの膨大な情報の中の一角にあったもので、原告人が容易にその存在を知り、ましてやその内容について注意を払うことができるようなものではなかったから、法3条1項各号の要件を満たすものではないと主張する。

しかし、本件人物一覧表は、一見して相手方を含む個人のプライバシーを侵害する情報が記載されたものであることは明らかであり、部落解放同盟の運動を揶揄し、挑発するような説明が添えられていて、原告人が、本件人物一覧表の存在を認識した時点で、本件人物一覧表の情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたものと一応認められることは、前示のとおりである。原告人の主張は採用することができない。

5 保全の必要性について

審尋の全趣旨によれば、保全の必要性については、原告人は、自宅である本件建物以外に十分な資産を有していないものと一応認められるから、相手方の前記請求債権を保全するため、本件建物を仮に差し押さえる必要性の疎明があるというべきである。

6 結論

よって、原々決定を認可した原決定は相当であり、本件抗告は理由がないか

ら棄却することとし、なお、相手方は当審において請求債権を訂正したので、その旨を明らかにすることとして、主文のとおり決定する。

平成29年12月28日

東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 後 藤



裁判官 藤 岡



裁判官 大 須 賀 寛 之



請求債権目録

金200万円

ただし、債権者が債務者に対して有する下記不法行為に基づく損害賠償請求権の内金200万円

- (1) 債務者が、示現舎合同会社名義のウェブサイトにおいて「示現舎では、『全国部落調査』を復刻し、2016年4月1日に発行いたします。」
「フリー素材であるところの全国部落調査は既に『同和地区 Wiki』で無償で公開されていますが、それを取えて書籍化したものになります。」と告知し、自らが開設・運営するウェブサイト「同和地区 Wiki」において「全国部落調査」を電子データ化したものを公開し、
- (2) 債務者が、「鳥取ループ@示現舎」名義の twitter に「1ページで表示できるようにしました」などとして、上記「全国部落調査」から各種データを整理したと思われる一覧表を収納した PDF ファイルを案内し、ホームページ上に掲載を続け、
- (3) 債務者が、自らが開設・運営するウェブサイト「同和地区 Wiki」において「部落解放同盟関係人物一覧」と題するページを開設し、債権者の住所・電話番号・職業・運動団体における役職などを債権者の承諾なく掲載したこと、もしくは、自ら掲載しなかった場合でも掲載された記事に関し管理者として削除する等の適切な措置を取らずに当該記事を流通させたことに関する損害賠償請求権に基づく損害金300万円。

これは正本である。

平成29年12月28日

東京高等裁判所第14民事部

裁判所書記官 成 島 千香子

